

中札内村社会福祉協議会の事業

社会福祉協議会では、地域での福祉向上のため、さまざまなサービスを行っています。

1、給食サービス事業	2	ページ
2、給食交流会	2	ページ
3、紙おむつ等購入助成事業	2	ページ
4、福祉機器貸出し事業	3	ページ
5、ふれあい喫茶	3	ページ
6、ボランティア体験	3	ページ
7、行政区たすけあい活動推進事業	4	ページ
8、ボランティアセンター運営事業	4	ページ
9、応急生活資金貸付事業	4	ページ
10、心配ごと相談	5	ページ
11、高齢者就労センター	5	ページ
12、訪問サービス事業	5	ページ
13、除雪サービス事業	6	ページ
14、放課後児童クラブ	6	ページ
15、児童館指定管理	6	ページ
16、生活福祉資金	7	ページ
17、共同募金運動	7	ページ
18、歳末たすけあい募金	7	ページ
19、在宅介護者への支援事業	8	ページ
20、住居環境整備事業	8	ページ
21、災害時緊急小口生活資金貸付事業	8	ページ
22、ふれあいサロン事業	9	ページ
23、日常生活自立支援事業	9	ページ

1、給食サービス事業

目 的	在宅の高齢者や障がいのある方に、安心な食事を提供し、健康の保持と増進を図ることで、日常の生活を支援します
対 象 者	おおむね65歳以上の、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者世帯障がい者世帯の方
事業内容	ボランティアが、夕食を週3回届けます（火・水・金曜日）
利 用 料	1食200円
利用方法	社協に給食サービスの申込みをしてください



2、給食交流会

目 的	ひとり暮らしの方に、昼食やゲームなどで日常生活を支援します
対 象 者	おおむね70歳以上の、ひとり暮らしの方
事業内容	月1回、老人保健福祉センターで、ボランティアの方が作った昼食を摂りながら、昼食会と併せてゲームなどを楽しんでもいただけます
利 用 料	1回200円～500円（食事の内容により異なります）
利用方法	社協に給食交流の申込みをしてください



3、紙おむつ等購入助成事業

目 的	在宅での寝たきり高齢者等を介護している家族に、紙おむつ等の購入費を助成しています
対 象 者	要介護3以上、又は1級・2級の身体障がい、寝たきりのおおむね65歳以上の高齢者を介護している方
事業内容	紙おむつなどの購入費用を助成します
助成内容	購入金額の2分の1以内を助成します
利用方法	社協に購入助成申請書を提出し、領収書を社協に提出して、助成金を請求してください



4、福祉機器貸出し事業

目 的	地域住民活動を行う団体や、身体に障がいのある方の活動や生活の支援をするため、福祉機器の貸出しを行っています
対 象 者	地域住民活動団体、又は身体に障がいのある方、疾病のある方（介護保険の適用を受けていない方）
事業内容	行事用テント、キャンプ用テント、エアーマット、ギャッチベッド、車椅子、ヘルシーカーを貸出します
利 用 料	行事用テント（1回2,000円）、キャンプ用テント（1回500円）、エアーマット（6か月2,000円）、ギャッチベッド（6か月3,000円）、車椅子（6か月2,000円）、ヘルシーカー（無料） ※行事用テントを葬儀に利用する場合は無料です
利用方法	社協に福祉機器貸出申請をしてください



5、ふれあい喫茶

目 的	文化創造センターで行事があるときに、ボランティアによる喫茶で、憩いと交流の場を提供しています
対 象 者	どなたでも利用できます
事業内容	ボランティアによる喫茶で、コーヒー、レモンティーを出します
利 用 料	コーヒー 一杯100円 レモンティー 一杯100円
利用方法	自由に利用できます



6、ボランティア体験

目 的	ボランティアについての理解と意識高揚のため、小学生・中学生を対象としたボランティア体験事業を実施しています
対 象 者	小学生 中学生
事業内容	特別養護老人ホームなどで、介護のボランティアなどを体験していただきます
参 加 料	無料
参加方法	夏休み、冬休み中に体験希望者を募集しますので、社協に申し込んでください



7、行政区たすけあい活動推進事業

目 的	行政区内住民の参加と協力により、地域の高齢者・障がい者・児童が地域の中で安心して生活ができるための、支えあい、たすけあい活動に対して支援します
対 象 者	行政区及び行政区内の住民
事業内容	ふれあいカードの作成、見守り声かけ訪問活動、緊急連絡カードの作成をしていただきます
助成内容	1行政区あたり年額20,000円 実施世帯数に応じて緊急連絡カードの容器を現物支給します
利用方法	事業を実施する行政区は、指定申請書を社協に提出していただきます



8、ボランティアセンター運営事業

目 的	村民のボランティアに対する理解と関心を高め、ボランティア相互の連携と、地域活動の推進に寄与することを目的としています
対 象 者	村民どなたでも
事業内容	ボランティア活動の普及・啓発、相談・登録・斡旋などを行っています
助成内容	ボランティアセンターに登録していただくと、ボランティア保険料200円を助成します ボランティア団体には、助成金を交付します
利用方法	ボランティアセンター（社協）に登録していただきます（団体又は個人で登録してください）



9、応急生活資金貸付事業

目 的	生活が困窮している世帯への福祉の増進のため、応急生活資金を貸し付けています
対 象 者	居・食・住のために、応急の資金を必要とする方
事業内容	貸付額は5万円以内（特別の事情があると認められる場合は10万円まで）
貸付条件	・保証人が1人必要です ・貸付期間（償還期間）は10ヶ月以内 ・無利子です
利用方法	社協に借入れ申込書を提出してください



10、心配ごと相談

目 的	地域住民の心配ごとや、生活向上に関する相談に応じて、必要な助言、指導を行います
対 象 者	村民
事業内容	・福祉に関する事項や、社会生活上の相談に応じます ・生活環境の向上、並びに生活の合理化に関する相談及び助言を行います
相 談 員	相談員は民生委員、保護司、人権委員等が担当しています
相 談 日	児 童 館（毎週 金曜日 9：00～12：00） 上札内交流館（毎月第2水曜日 10：00～12：00） 保健センター（毎月第3木曜日 10：00～12：00） 興 農 会 館（毎月第2月曜日 13：00～15：00）



11、高齢者就労センター

目 的	高齢者の経験・技術・能力を生かし、地域社会に貢献するとともに、働く機会と高齢者の生きがいを提供しています
会員資格	村内に居住する、60 歳以上の方
事業内容	・村・企業・個人からの、仕事を受託しています ・仕事の開拓・相談、就労・福祉に必要な事業を行っています
会 費	入会時に、傷害保険料などとして3,000円を負担していただきます
申込方法	社協に入会申込をしてください



12、訪問サービス事業

目 的	高齢者の方々が、安心して日常生活を送られるよう支援を行っています
対 象 者	在宅の高齢者など
事業内容	週6回、乳製品を持った訪問員が健康状態などの安全確認をするとともに、励ましや勇気づけを行います
利 用 料	無料
利用方法	社協に利用申請をしてください



13、除雪サービス事業

目 的	高齢の方などが、安心して日常生活を送られるよう支援をしています
対 象 者	高齢者世帯、又は１・２・３級の身体障がい者世帯
事業内容	積雪が多い場合に、除雪を行います
利 用 料	無料
利用方法	社協に利用申請をしてください



14、放課後児童クラブ

目 的	共働きなどの家庭の児童に、遊びや生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています（この事業は、村からの委託で行っています）
対 象 者	小学校１年生から６年生までの児童
事業内容	遊びや生活上の指導を行います
利 用 料	児童一人につき、月３，０００円 ※別途おやつ代
利用方法	村福祉グループ（保健センター）に利用申請をしてください



15、児童館指定管理

目 的	児童専用施設としての児童館を、維持管理するとともに、一般児童などに開放し、遊びや生活の指導を行なっています
対 象 者	児童、及び子育てサークルなど
事業内容	児童館の管理を、指定管理者として行っています（この事業は、村からの委託で行っています）
利 用 料	一般児童、子育てサークルは無料です
利用方法	社協で使用許可を受けてください。 なお、個人の場合は自由に利用ができます



16、生活福祉資金

目 的	資金の貸付と相談・支援により、経済的自立及び社会参加の促進等で、安定した生活を目指していただくことを目的としています
対 象 者	・低所得の世帯 ・障がい者世帯 ・65歳以上の高齢者世帯
事業内容	資金が必要な方に、相談・支援を行います
資金の種類	1、総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） 2、福祉資金（福祉費、緊急小口資金） 3、教育支援資金（教育支援費、就学支度費） 4、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
利用方法	社協に相談又は申込みをしてください



17、共同募金運動

目 的	地域福祉の増進のため、募金活動や配分を行っています
活動の方法	募金活動は、募金ボランティア（各行政区の評議委員）の協力により実施しています
事業内容	募金活動、募金ボランティアの編成、広報活動、配分金の調整など
募金の活用	給食サービスなどの社協の事業や、老人クラブ連合会などの団体への配分金として有効に使われています



18、歳末たすけあい募金

目 的	共同募金運動の一環として、地域の福祉活動を高めるため、募金活動を実施しています
活動の方法	募金活動は、募金ボランティア（各行政区の評議委員）の協力により実施しています
募金の活用	独り暮らし高齢者などへの配分や、紙おむつ助成事業などの在宅福祉サービスに有効に使われています



19、在宅介護者への支援事業

目 的	自宅で高齢者を介護している方に、経済的な支援を行います
対 象 者	自宅で高齢者を介護している方
事業内容	ショートステイを利用している方を対象に、助成をします
助成内容	一律5,000円
利用方法	利用した事業所から利用証明をもらい、社協に申請してください



20、住居環境整備事業

目 的	高齢者世帯などの、住宅の環境整備のお手伝いをします
対 象 者	70歳以上の独居世帯、高齢者世帯、障がい者世帯
事業内容	年末の窓拭き、部屋の清掃、蛍光灯の取替えなど
利 用 料	無料
利用方法	社協に申込みをしてください



21、災害時緊急小口生活資金貸付事業

目 的	火災など災害時での被災世帯の生活を応急的に支援するため、緊急生活資金の貸付を行っています
対 象 者	火災、地震、水害に遭われた世帯
事業内容	緊急小口生活資金の貸付
貸付金額	1万円以内（無利子）
利用方法	申請書を社協に提出してください



22、ふれあいサロン事業

目 的	在宅の高齢者の生きがいと、安らかな生活が維持できるよう支援するとともに、高齢者の交流の場を提供します
対 象 者	おおむね65歳以上の高齢者
事業内容	月1回、「さつき荘」、「上札内交流館」でおしゃべりや健康講座のほか、手芸、囲碁などを自由に楽しんでいただけます
利 用 料	一人1回100円
利用方法	社協に申込みをしてください



23、日常生活自立支援事業

目 的	村で登録されている「生活支援員」が、高齢者や障がい者の暮らしを、お手伝いします
対 象 者	高齢や障がいにより、日常の生活に不安のある、在宅の方
事業内容	生活支援員が、本人に代わり福祉サービスの利用手続きや、生活費の管理をしたり、年金証書などを預かります
利 用 料	1回1、200円(ほかに生活支援員の交通費実費が必要です)
利用方法	社協に申込みをしてください



※ 福祉サービスに関する申込み・お問い合わせは

中札内村社会福祉協議会へ

中札内村東2条南1丁目1番地（児童館内）

電話 68-3472 FAX 68-3061